



# 内装工事業

## 1. 創業の着眼点

### (1) 資格・許可

・1件の請負代金が500万円未満（消費税込み）の工事については資格・許可とも不要です。500万円以上（建築一式は1500万円以上）の工事を請負う場合は、「一般建設業許可」が必要です。

### (2) 営業形態

・「元請か下請けか」、「公共工事が民間工事中心か」、「材料持ちか手間請け（材料支給）か」、「平均受注単価はどのくらいか」、「自社で営業・施工・アフターフォローまで一貫して行か、営業中心で施工は外注任せか」などを決定しておきましょう。

### (3) セールスポイント

・得意分野（事務所オフィス、店舗商業施設、住宅（一戸建・マンション）、催事イベントなど）を持っているかが重要です。  
 ・環境に優しい有害物質の使用を抑えた建材を使用すること、バリアフリーに対応できることや耐震・免震技術を有するなどお客さまのニーズに適したきめ細かな対応ができるかどうかも重要です。

### (4) 事業計画

**ア 売上計画**：勤務時代の取引先の人脈、地元の工務店・不動産業者との連携があること、売上の根拠となる「受注契約書」やそれに準じた書類（工事図面・発注書など）が用意できているかどうか重要です。

**イ 資金計画**：運転資金としては工事代金回収までの材料代・人件費などのつなぎ資金、設備資金としては機械工具・車両購入などが必要です。特に、売上代金の回収条件や外注先等への支払条件などをきちんと把握し、取引先の倒産などの不測の事態にも備えた資金計画が必要です。

## 2. 経営指標（※）

従業者1人当たりの売上高（月間）	1,486 千円	人件費対売上高比率	27.6 %
材料費対完成工事高比率	12.0 %	諸経費対売上高比率	18.7 %
外注費対完成工事高比率	18.1 %		

2011年小企業の経営指標（日本政策金融公庫総合研究所編）

※当経営指標は、日本政策金融公庫の融資先法人企業から抽出したサンプル企業の平均値です



## 3. 「一般建設業許可」の取得要件

「一般建設業許可」…500万円以上（建築一式は1500万円以上）の工事を請負う場合に、各都道府県庁に申請が必要。

他の要件として、①「経營業務の管理責任者」がいること。

（経營業務の管理責任者とは、同業界にて事業主、取締役、営業所長等の管理責任者として5年以上の経験などが必要。）

②「専任の技術者」がいること。

（専任の技術者とは、学歴と実務経験、同業界10年以上の実務経験、特定の資格を保有しているなどのうちいずれかを満たすことが必要。）

③「請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用」があること。

自己資本の額が500万円以上か、500万円以上の資金を調達する能力を有することのいずれかに該当する必要があります。

※その他詳細については各都道府県庁にお問合わせください。

